

育児休業取得推進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年9月1日～平成33年8月31日までの3年間
2. 内容 計画期間中に育児休業取得者2名以上の目標達成の対策

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、賞与に対する影響や休業期間中の収支シミュレーションの提供などを行い、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成29年5月～ 育児・介護休業法に基づく諸制度の調査
- 平成30年6月～ 配偶者に出産予定がある社員への個別相談開催
- 平成30年9月 制度に関するパンフレットを作成し対象社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修、女子職員や既婚の男性職員などにヒアリング調査を継続する。

<対策>

- 年二回の社長面談時に対象者へ休業取得希望者把握
- 平成29年9月～ 女性社員定着・活躍促進情報交換会開始
- 平成30年7月～ 休業期間中の取扱について情報収集及び改善案検討
- 平成30年9月 7月検討課題を盛り込んだ就業規則に改訂
- 平成31年2月頃 管理職者に対し育児休業取得実績についてヒアリング
- 平成31年4月～ 増員・増車し、休暇取得しやすい体制整備
- 平成31年7月～ 実態にあった就業規則への見直し